

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意中、本件保釈保証金没取の決定をするについて申立人（被告人）および代理人（弁護人）に陳述の機会を与えたのは違憲（二九条、三一条）であると主張する点は、昭和四三年六月一二日大法廷決定（昭和四二年（し）第七号）の趣旨に照らせば理由がなく、その余は、違憲をいう点もあるが、すべて事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年七月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	三	郎
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美